

令和6年度「医工連携イノベーション推進事業 開発・事業化事業 二次公募」FAQ

No.	分類	問い合わせ内容(Q)	回答内容(A)
1	補助対象となる経費	事務処理に関するマニュアルはあるのでしょうか。	以下のURLにある「補助事業事務処理説明書」をご覧ください。 https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html 併せて、「よくあるご質問(委託研究開発契約、補助事業)」もご覧ください。 https://www.amed.go.jp/keiri/faq.html
2	補助対象となる経費	補助対象経費がよく分かりません。具体的に補助金として支払われる金額を教えてください。	補助対象経費は、直接経費にその30%を上限とした間接経費を加算したものです。 補助対象経費が6,000万円の場合、その2/3である4,000万円をAMEDから代表機関へ補助金として交付します。
3	補助対象となる経費	補助対象経費となる直接人件費は、研究・開発部門の者に限られますか。会社の代表者が本事業に従事する場合は人件費が計上できますか。	当該研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員が対象です。会社の代表者の人件費計上の可否については、代表者が研究開発を遂行するために直接必要な業務に従事しているか否かで判断します。なお本事業では、学生は対象として想定していません。
4	補助対象となる経費	計上できる人件費に上限額がありますか。	上限額はありません。しかしながら、時間数等から実態が疑われるような計上は経費否認があり得ます。
5	補助対象となる経費	機械設備を直接経費で購入した場合にどのような扱いになるのでしょうか。	取得した財産等は所定の書式で報告が必要です。また、事業終了後においても処分制限が適用されます。
6	補助対象となる経費	設備を海外に配置することは可能ですか。	不可です。
7	補助対象となる経費	共同体内での物品購入は可能でしょうか。	可能です。なお、自社からの調達は利益排除が必要です。
8	補助対象となる経費	海外展開も考えています。海外展開する上での旅費や市場調査費用なども計上できるのでしょうか。	制度上は認められますが、詳細は採択候補決定後の計画書作成時に精査することとなります。
9	補助対象となる経費	海外での臨床経費やFDAへの申請関連経費は直接経費の対象となるのですか。	経費のうち、海外での臨床経費は対象となりますが、FDAへの申請経費は対象外となりますので、間接経費を利用してください。 また、交付金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等について審査を行い、必要と認められた経費のみが実際の交付金額となりますので、審査の結果によっては提案して頂いた経費の一部を支援対象経費として認めない場合がありますので、ご注意願います。

No.	分類	問い合わせ内容(Q)	回答内容(A)
10	補助対象となる経費	大学への臨床研究費は計上可能ですか。その場合、具体的にどのような費用が認められますか。	許認可取得に必要なものなど事業化に必須のものは認められますが、詳細は採択候補決定後の計画書作成時に精査することとなります。
11	補助対象となる経費	治験期間が2年間にまたがる場合の費用処理はどうなりますか。	補助金交付決定は単年度でしますので、治験に着手した年度において、その年度での支払い分としての成果がわかるようにしてください。 <u>治験実施施設と次年度分を含めてまとめて契約をした場合でも、補助金として支払える金額は、成果が確認できた年度の部分だけです。</u> なお、治験に着手とは少なくとも1例は実施した場合であり、被験者の募集を開始しただけでは着手となりません。
12	補助対象となる経費	許認可コンサルティングに係わる費用は計上可能ですか。	基本的には認められますが、詳細は採択候補決定後の計画書作成時に精査することとなります。
13	補助対象となる経費	許認可申請費用の直接経費計上は可能でしょうか。	海外含めて許認可申請の費用は認められません。相談費用は計上可能です。
14	補助対象となる経費	過去の医工連携イノベーション推進事業で採択された医療機器について提案することは認められるでしょうか。	過去の事業における支援範囲と重複しない部分については審査の対象となります。例えば、国内で上市を達成した機器の海外展開のために開発するといった場合が該当します。
15	補助対象となる経費	提案する機器は現在、他の公的助成を受けていますが、提案に当たって注意すべきことがあるでしょうか。	他の公的助成で支援を受けた部分は提案から除外してください。なお、提案書「9. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」に記載すべき事項を記載していないことが判明した場合、虚偽記載として扱われる場合がありますのでご注意ください。
16	補助対象となる経費	代表機関への補助費用の支払いは毎年度行われますか。	単年度で補助金交付決定通知するので、各年度ごとに支払を行います。各年度毎の支払いは、原則として、均等分割払い(四半期ごとの概算払い)を予定しています。
17	補助対象となる経費	代表機関と委託先との契約書はどうしたらよろしいでしょうか。	下記のURLにある「補助事業における委託契約書作成にあたっての注意書き」を参考に契約書作成下さい。 https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html
18	補助対象となる経費	代表機関から分担機関である大学へ支払う金額は「経費対象金額」の2/3でしょうか、100%でしょうか。	委託契約なので分担機関の属性に関わらず100%の支払いです。

No.	分類	問い合わせ内容(Q)	回答内容(A)
19	補助対象となる経費	代表機関が自己負担すべき1/3部分を別の公的資金、例えば日本医師会治験促進センターが医師主導治験の費用を出す事業で充当していいのでしょうか。	公募要領「4.4 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除」に示した「不合理な重複」となりますので、認められません。
20	事業実施体制	補助事業期間内に製造販売業許可を取得する計画があれば良いのでしょうか。	製造販売業許可は必須となります。
21	事業実施体制	提案する機器に対応した製造販売業許可(第一種～第三種)が必要なのでしょうか。	提案する医療機器に対応した製造販売業許可を有する企業が共同体に参画する必要があります。
22	事業実施体制	補助事業代表者(PL)は個人としてであれば、会社の代表者や大学教授など誰でも良いのでしょうか。	補助事業代表者(PL)は、公募要領2ページ及び3ページに記載のとおり民間企業である「代表機関」に所属する者です。従って会社の代表者でも構いませんが、大学教授は不可となります。
23	事業実施体制	補助事業代表者(PL)、副補助事業代表者(SL)は同一機関の者が務めることが可能でしょうか。またPL、SLは役員や研究・開発部門所属の者が務めても問題ないのでしょうか。	補助事業代表者(PL)および副補助事業代表者(SL)は異なる機関に所属している者である必要があります。また、公募要領に記載されたそれぞれの役割を担うことが出来れば、特に役職や所属部署に制約はありません。
24	事業実施体制	SLは企業でなく、医療機関、大学、地域支援機関などの機関所属者でも良いですか。	特に構いませんが、公募要領3ページ記載のSLの要件にご留意下さい。
25	事業実施体制	代表機関はどのような機関が相応しいのでしょうか。国家公務員共済組合連合会XXX病院に所属しておりますが、代表機関として応募は可能でしょうか。それとも、公益法人XX研究所のようなところからの提出のほうがよいのでしょうか。	民間企業に限定しています。これは代表機関が事業化の主体となって遂行するためです。
26	事業実施体制	代表機関になれる機関は民間企業ということですが、財団法人でも地域支援機関として事業化までリーダーシップをとって事業化を遂行するのであれば代表機関になれるのでしょうか。	なれません。代表機関は事業化後も中心となるものであり、医療機器製造販売業、医療機器製造業の業許可を有している組織などを想定しています。従いまして、事業化までの対応ではこの要件を満たしていないと判断します。
27	事業実施体制	代表機関は、委託先へ全て立替払いをする必要がありますか。契約交渉の際に、委託先が了解している場合には、代表機関への補助金精算払い後に、委託先への支払いをすることで問題がありますか。	代表機関への補助金精算払い後に、委託先への支払いをすることは認められません。代表機関の補助費の確定検査において支払実績が必要となります。

No.	分類	問い合わせ内容(Q)	回答内容(A)
28	事業実施体制	知財の申請前あるいは、申請後に代表機関が知財戦略を策定し、届け出る必要などがありますか。 また代表機関内に委員会を設置する等、責務が生じることになりますか。	提案書にて知財戦略を説明して頂くことになります。
29	事業実施体制	事業実施体制上、中小企業が製造販売業を有する企業を兼ねることは可能ですか。	可能です。
30	事業実施体制	解析／分析を行うソフトウェア開発製造企業は中小企業に含まれますか。	本事業においては、解析/分析を行うソフトウェア開発製造企業も、中小企業に含むものとしています。 なお、中小企業の定義については公募要領4ページの表1-1をご参照ください。
31	事業実施体制	大企業も代表機関又は分担機関として共同体に含めることは可能ですか。また、大企業100%の子会社も中小企業となりますか。	大企業も代表機関又は分担機関として参画可能です。また、大企業100%の子会社も中小企業であれば本事業の中小企業に該当いたします。ただし、中小企業でない企業(みなし大企業を含む)については人件費の計上ができませんのでご注意ください(公募要領37ページ参照)。
32	事業実施体制	海外の大学や病院等も共同体に含めることは可能ですか。	海外の病院、大学等を分担機関に含めることは可能ですが、代表機関との委託契約が必要であり、提案時に「様式2 承諾書」がないと失格となります。
33	事業実施体制	分担機関の一部が未確定のままで応募し、採択が決まった後に探すことは可能ですか。	分担機関が未確定のままで応募することはできません。
34	事業実施体制	提案書に記載した分担機関を採択後に変更する事は可能ですか。	分担機関の構成は、採択審査において重要な要素となります。 採択候補決定後の実施計画書作成時に、AMEDとの調整の過程で事業内容の変更等があった場合を除き、分担機関の変更は難しいとお考えください。
35	事業実施体制	大学の医学部附属病院(医療機関)で臨床評価をする予定ですが、事業担当者は大学の医学部(研究機関)所属になります。 医療機関が参画していると見なされますか。	研究機関に所属しながら附属病院で働いている実体があり、かつ附属病院を含む機関が分担機関として共同体に参画していれば、医療機関が参画していると見なされます。
36	事業実施体制	治験を行う機関が分担機関となる必要がありますか。その場合、複数の機関でも問題ないでしょうか。	治験を行う機関は分担機関あるいは1機関に限るものではありません。治験を行う機関が分担機関となっていることは必須ではありません。日本CRO協会等に外注しているケースもあります。

No.	分類	問い合わせ内容(Q)	回答内容(A)
37	事業実施体制	共同体に含まれる医療機関は、「医療現場の課題・ニーズを提案する機関」であれば良いのでしょうか。あるいは臨床研究や治験を行うことができる医療機関であることが必須でしょうか。	共同体構成員としての医療機関が、臨床研究・治験を全て担う必要はありません。
38	事業実施体制	委託先の機関数に制限はありますか。ただし、アドバイザーとして大学、医療機関、大手医療機器メーカー、大手商社など数多くの機関が参画していますが、委託先は1機関の予定です。	分担機関(委託先)の機関数に制限はありません。共同体として要件(中小企業、医療機関、製造販売業を有する企業は必須等)を満たした上で、本事業の趣旨である(研究開発ではなく)事業化が確実にできる体制かが審査されます。そのため、販路開拓やアフターサービス等を担う企業がアドバイザーではなく共同体に入っている(=分担機関)ことが採択審査で評価される可能性があります。
39	事業実施体制	提案が採択され、2年目・3年目の継続が認められた場合、2年目・3年目の補助事業期間の開始日は4月1日、終了日は3月末となるのですか。	令和6年度＝補助金交付決定日から令和7年3月31日まで 令和7年度＝令和7年4月1日又は令和7年度補助金交付決定日のいずれか遅い日～補助事業期間終了日(令和7年3月末) 令和8年度＝令和8年4月1日又は令和8年度補助金交付決定日のいずれか遅い日～補助事業期間終了日(令和9年3月末) を想定していますが、継続にあたっての条件をクリアできない場合、補助金交付申請に際して作成する計画書が確定できない場合には4月1日に補助金交付決定できない場合があります。
40	提案書様式	「7. 各年度別補助対象経費内訳」の表で、分担機関への委託費は中項目「委託費」に記載することでよいのでしょうか。	分担機関の経費一式(直接経費のみ、間接経費は含まない)は、「その他」の「委託費」として計上してください。
41	提案書様式	「8. 研究業績」ですが、企業なので記載することが無いのですが、コンソーシアム内の参加者の記載でよろしいのでしょうか。	PLと補助事業分担者について記載してください。なお研究歴は開発プロジェクトの従事歴、所属企業での補助金採択等、幅広く捉えていただいて結構です。なければ「特になし」でも結構です。
42	提案書様式	「13. 共同体の構成」の印の種類に規定はありますか。	公印とある箇所は機関代表者印による押印が原則ですが、組織として契約権限のある者であれば役職印でも結構です。公印と記載していない箇所は個人印で問題ないです。
43	提案書様式	「13.4 分担機関」について、複数の実施機関がある場合はシートをコピーして記載するのでしょうか。	シートをコピーしてください。
44	提案書様式	「2.1.3 提案医療機器の概要」の申請方式(届出／認証／承認)の記載にあたり、「認証基準」および「届出」の一般的名称はどこで確認できますか。	(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)基準等情報検索のサイトからご確認下さい。また、製造販売業を担う事業者とご相談下さい。 http://www.std.pmda.go.jp/stdDB/index.html

No.	分類	問い合わせ内容(Q)	回答内容(A)
45	提案書様式	アドバイザーは提案書様式のどこに記載すれば良いでしょうか。	アドバイザーの記載は必須ではありませんが、もし記載をご希望でしたら「5. 実施体制図」の図に記載してください。
46	提案書様式	「6. 補助事業の主なスケジュール」について、提案医療機器が複数ある場合表の枠を増やして記載すれば良いのでしょうか。	複数の提案医療機器がある場合は、適宜表の枠や項目を追加し、提案医療機器ごとに作成してください。
47	提案書様式	上市時期の条件を付していないのでしょうか。 「6. (1)5年間のスケジュール」では、上市時期が記載できないので、枠を拡げていいのでしょうか。	上市時期の条件を明確に付していませんが、本事業の対象要件(事業化可能性が高いこと)を踏まえた提案としていただく必要があります。枠を拡げることはかまいませんが、①「事業終了時には許認可申請の目処がついている」開発を支援する、②本事業終了時から5年以内に提案医療機器を上市、事業化をすることを成果とする、という観点から評価が低くなる可能性があることはご注意ください。
48	提案書様式	提案書の分量はどの程度増やしてもよろしいのでしょうか。	見やすくするために図や表を追加するのは可能ですが、別添資料は不可です。分量に特に制限はありませんが、審査する際に読んでもらうことも考慮して常識の範囲内をお願いいたします。
49	提案書様式	海外医療機関を分担機関として予定していますが、「様式2 承諾書」がないと失格とのことですが、捺印も必要でしょうか。	必要です。なお、分担機関である海外医療機関と委託契約することが前提です。分担機関と委託契約ができないと、最悪、交付決定の取消しとなりますので、ご注意ください。
50	その他	本実証事業の提案書に「ノウハウ(営業秘密)」あるいは「特許出願を考えている技術」を記載した場合、「公知」となるのでしょうか。具体的には、特許出願を考えている内容を提案書に書いて良いのでしょうか。	公表予定の箇所は、公募要領「6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い」をご参照の上で提案書を記載してください。 ご懸念の内容については、記載しないようにしてください。
51	その他	医療機器等の開発過程で派生した知的財産権は国(AMED)に帰属することになるのでしょうか。	公募要領「10.3 研究開発成果の帰属」に記載の通り、国(AMED)には帰属しません。
52	その他	公募要領「11.4 利益相反の管理について」で、組織内に第三者委員会を設けるということで対応していると認識されるのでしょうか。	認識されると思います。その他、詳細はAMEDの研究公正・法務部に確認願います。

No.	分類	問い合わせ内容(Q)	回答内容(A)
53	その他	提案として医師主導治験をすることが含まれていいのでしょうか。	本事業は企業に対する支援であり、原則として企業治験で提案頂くべきと想定しています。 なお、医師主導治験を遂行する際には、医師主導治験が事業化推進にあたり企業治験より合理的な手法であることを示す文書を提出し、AMEDの承認を得ることを必須としています。
54	その他	プログラム医療機器は開発の対象になるのでしょうか。	対象としています。医療機器か非医療機器か、提案のどの分類にあたるのかご判断いただきご提案ください。 参考資料： https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/261125kyoku112503.pdf
55	その他	再生医療等製品は開発の対象となるのでしょうか。	医薬品医療機器法上の医療機器でないため対象外です。
56	その他	介護機器は開発の対象となるのでしょうか。	医薬品医療機器法上の医療機器でないため対象外です。
57	その他	人工知能を活用した機器を開発していますが、これは提案の対象となるのでしょうか。	医薬品医療機器法上の医療機器となるのが判断の基準です。なお、ご提案が採択候補となっても同法上の医療機器でないことが判明すると、交付決定できないので、事前に都道府県薬務担当部署等へ医療機器の該当性を確認されることをお勧めします。